

不利益処分

| | |
|------|-----------------|
| 処分名 | 調査に応じないときの保護廃止等 |
| 根拠法令 | 生活保護法第28条第4項 |
| 所管課 | 保護課 |

1 処分の内容

保護の決定又は実施のため必要な立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受ける命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止する。

2 処分の要件

保護の決定、実施に必要な調査や検診の命令に従わないとき。